

第4次寝屋川市地域福祉計画に位置付ける事業一覧

施策の方向性 重点取組	担当課	事 業	令和6年度		令和7年度	
			取 組 内 容	事業区分	取 組 内 容	進捗管理を行う計画
1 地域福祉のセーフティネットの拡充 (1) セーフティネットの拡充	社会福祉協議会	“地域福祉のプラットホーム”としての機能の充実	校区福祉委員会において、地域の福祉課題、解決策等について話し合いを行うとともに、24の校区福祉委員長が、地域の福祉活動についての定例会議、各種研修会等を行う。	継続	校区福祉委員会において、地域の福祉課題、解決策等について話し合いを行うとともに、23の校区福祉委員長が、地域の福祉活動についての定例会議、各種研修会等を行う。特に各校区における見守りハンドブック活用を推進していく。	
2	社会福祉協議会	校区福祉委員会による福祉のまちづくり活動の支援	・地域の状況に応じた主体的な福祉のまちづくり活動を支援する。 ・校区担当職員をコミュニティセンターエリアごとに配置し、校区福祉委員会を中心にコミュニティワークを実践する。	継続	・地域の状況に応じた主体的な福祉のまちづくり活動を支援し、特に見守り協力員育成に向けて取り組みを進める。 ・校区担当職員をコミュニティセンターエリアごとに配置し、校区福祉委員会を中心にコミュニティワークを実践する。	
3	高齢介護室	高齢者の居場所づくり	介護予防に効果的である社会参加の促進を図るため、多様な機関の参画による高齢者の通いの場を調整するため、地域支え合い推進員や地域包括支援センターを中心とした専門職が、居場所の創出や調整を行う。		介護予防に効果的である社会参加の促進を図るため、多様な機関の参画による高齢者の通いの場を調整するため、地域支え合い推進員や地域包括支援センターを中心とした専門職が、居場所の創出や調整を行う。	高齢者保健福祉計画
4	高齢介護室	高齢者見守りネットワーク、認知症総合支援事業	広報やホームページ、SNSを通じて見守りネットワークについて情報発信を積極的に行い、更なるネットワークの拡充を図る。	継続	福祉事業所だけでなく、配食事業者や配送業者などの民間企業等とも連携し、見守りネットワーク体制を引き続き構築する。また、見守りネットワークへの参加事業者を増やしていく、見守りネットワーク体制の拡充を図る。	高齢者保健福祉計画
5	子育てリフレッシュ館	子育て総合支援拠点 子育てリフレッシュ館の運営	子どもの遊びスペース、一時預かり、講座等の利用を促進し、保護者のリフレッシュ等を図るとともに子育てコンシェルジュや子育て応援サポートの子育て相談等も活用していただくことで、子育てに係る不安感や負担感の軽減を図る。 また、寝屋川市に転入した子育て世代の方に対し、情報提供や参加者同士の交流を目的としたイベントやバスツアーを実施し、各利用者に必要な支援につなげる。	継続	子どもの遊びスペース、一時預かり、講座等の利用を促進し、保護者のリフレッシュ等を図るとともに子育てコンシェルジュや子育て応援サポートの子育て相談等も活用していただくことで、子育てに係る不安感や負担感の軽減を図る。 また、寝屋川市に転入した子育て世代の方に対し、情報提供や参加者同士の交流を目的としたイベントを実施し、各利用者に必要な支援につなげる。	
6	社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカーの配置促進	各コミュニティセンターエリアにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、まちかど福祉相談員や生活支援コーディネーターと連携しながら、制度の狭間の問題への対応や地域での支え合い活動の仕組みづくりを支援する。	継続	各コミュニティセンターエリアにコミュニティソーシャルワーカーを配置。重層事業とも連動し、まちかど福祉相談員や生活支援コーディネーターと連携しながら、制度の狭間の問題への対応や地域での支え合い活動の仕組みづくりを支援する。	
7	子育て支援課	産後ケア事業の実施	医療機関などに宿泊する宿泊（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型を実施するとともに、令和4年度から新たに居宅訪問（アウトリーチ）型を開始。また、利用者の経済負担の軽減を図るために、非課税世帯などの利用料の軽減を行う。	継続	宿泊型（ショートステイ）・通所型（デイサービス）は合わせて7回、居宅訪問型（アウトリーチ）は3回の利用としているのを、すべて合わせて10回（ただし宿泊型は7回まで）の利用ができるように運用の改善を行い、申請者のニーズにより沿った利用を可能とする。	第2期子ども・子育て支援事業計画
8	市民活動振興室	地域協働協議会による福祉に関する地域課題の把握	福祉に関する取組その他各種取組を各地域協働協議会に情報共有することで、各小学校区の地域課題を把握するとともに、地域協働協議会が行う取組を支援する。		福祉に関する取組その他各種取組を各地域協働協議会に情報共有することで、各小学校区の地域課題を把握するとともに、地域協働協議会が行う取組を支援する。	
9	高齢介護室	地域支え合い推進事業の実施	関係機関との地域ケア会議を開催し、地域課題の検討と課題に対する策を検討する共に、地域包括支援センターや短期集中事業所などの関係機関と密に連携を取り、要支援高齢者への生活支援の体制整備を行っていく。	継続	介護予防・生活支援サービス事業における担い手の養成を継続して行うとともに、地域支え合い推進員を配置し、地域住民だけでなく、事業者との連携も図りながら、多様な主体による生活支援体制を整備する。	高齢者保健福祉計画
10	社会福祉協議会	地域での見守り・声かけなどによるニーズの把握	校区福祉委員会を中心とする見守り活動を支援するため、企業、事業所等と連携した見守り活動の実施に向けた支援を行う。	継続	校区福祉委員会を中心とする見守り活動を支援し、緊急対応時も考慮し、意見交換をもとに新聞配達等訪問型事業者との連携に向けた取り組みを進める。	
11	高齢介護室	地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）の運営	各中学校区に設置した地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を一体的に実施する。		各中学校区に設置した地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を一体的に実施する。	高齢者保健福祉計画
12	保育課	保育コンシェルジュの配置	保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設、様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置する。		保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設、様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
13	社会福祉協議会	包括的な相談事業	今後ますます複雑化、複合化していく福祉課題を対応するため、包括的な相談窓口の設置等を進めていく。	継続	今後ますます複雑化、複合化していく福祉課題を対応するため、相談につながりにくい方へ訪問などのアウトリーチ、社会に参加するための取り組みを進めていく。	
14	社会福祉協議会	まちかど福祉相談所の実施	地域で気軽に相談できる窓口として設置した、まちかど福祉相談所（市内18か所）の取組を進める。また、校区の状況に応じて、相談所の増設、出張まちかど福祉相談所、サロンなどの取り組み併設開催など、ニーズの把握強化に向けた取組を進める。	継続	地域で気軽に相談できる窓口として設置した、まちかど福祉相談所（市内18か所）の取組を進める。また、校区の状況に応じて、相談所の増設、出張まちかど福祉相談所、サロンなどの取り組み併設開催など、ニーズの把握強化に向けた取組を進める。	

施策の方向性 重点取組	担当課	事 業	取 組 内 容	事業区分	取 組 内 容	進捗管理を行う計画
15	福祉総務課	重層的支援体制整備事業 多機関協働事業等（多機関協働事・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業）	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉協議会に多機関協働マネージャーを配置し、課題整理や解きほぐしを行い支援プラン案を作成する。	○拡充	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉協議会に多機関協働マネージャーを配置し、課題整理や解きほぐし、支援プラン案の作成。重層的支援会議の開催等を行う。 また、支援を必要としている人に支援を届けるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、地域とのつながりづくりを支援する参加支援事業を行う。	
16	福祉総務課	重層的支援体制整備事業への移行準備事業 庁内連携の取組	庁内関係課を集めた会議体を設置し、庁内における窓口の対応方法や重層担当者の配置等の取組について検討及び決定を行う。	継続	寝屋川市重層的支援体制整備事業推進会議の開催や重層推進員との連携を通じて、本市における重層事業の取り組みについて検討及び決定を行う。	
17	高齢介護室	老人クラブ連合会への活動支援	地域での見守り活動など、老人クラブが行う事業・活動が円滑に実施されるよう、補助金を交付する。		地域での見守り活動など、老人クラブが行う事業・活動が円滑に実施されるよう、補助金を交付する。	高齢者保健福祉計画
18	障害福祉課	基幹相談支援センター	障害者やその家族のための総合相談、専門相談、地域移行、地域定着、地域の相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止に関する相談支援ネットワークの中核を担う機関として、市と相談支援事業所が連携するネットワーク型の運営を行う。		障害者やその家族のための総合相談、専門相談、地域移行、地域定着、地域の相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止に関する相談支援ネットワークの中核を担う機関として、市と相談支援事業所が連携するネットワーク型の運営を行う。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
19	社会福祉協議会	緊急時安否確認（かぎ預かり）事業の実施	ひとり暮らし高齢者調査や緊急時安否確認に関する状況把握調査、また福祉事業所や民間事業所等との連携について検討や調整を行い、緊急時だけでなく日頃からの見守り活動の充実・強化を図る。	継続	ひとり暮らし高齢者調査や緊急時安否確認に関する状況把握調査、また福祉事業所や民間事業所等との連携について検討や調整を行い、緊急時だけでなく日頃からの見守り活動の充実・強化を図り、事業推進に向けて21協力施設会議を開催する。	
20	社会福祉協議会	見守りネットワークの充実	単身高齢者、要介護高齢者世帯、引きこもりがちな人などを対象に、体調の変化、福祉課題に早期に気づけるよう、関係機関、民間事業所等と連携し、安否確認の仕組みづくりや見守りネットワークづくりを推進する。	継続	単身高齢者、要介護高齢者世帯、引きこもりがちな人などを対象に、体調の変化、福祉課題に早期に気づけるよう、関係機関、民間事業所等と連携し、安否確認の仕組みづくりや見守り協力員増員等見守りネットワークづくりを強化していく。	
21	教育指導課	子どもサポート会議の開催	子どもを取り巻く諸問題の解決に向け、心理、医療、法律、福祉等の専門家を交えたアセスメントを行い、具体的対応プログラムを構築する。また、そのプログラムを学校に還元し、今後の学校力向上に取り組む。		子どもを取り巻く諸問題の解決に向け、心理、医療、法律、福祉等の専門家を交えたアセスメントを行い、具体的対応プログラムを構築する。また、そのプログラムを学校に還元し、今後の学校力向上に取り組む。	
22	こどもを守る課	ねやつCo相談ステーション	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行い、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく、漏れなく対応・支援することを目指す。		母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行い、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく、漏れなく対応・支援することを目指す。	第2期子ども・子育て支援事業計画
23	子育て支援課	こども家庭センター設置による母子保健、児童福祉との一体的な支援	妊娠届出の際に助産師等による面談を行い、フォローアップを実施。妊娠期から子育て期まで、ポピュレーションの充実により幅広い層の相談・支援の充実を図るとともに、こども家庭センターにおける母子保健担当として、妊産婦、乳幼児、父親を含む家庭全体についての情報を一元的に集約・蓄積することにより、児童福祉担当と一体となってより効果的な支援を行う。		妊娠届出の際に助産師等による面談を行い、フォローアップを実施。妊娠期から子育て期まで、ポピュレーションの充実により幅広い層の相談・支援の充実を図るとともに、こども家庭センターにおける母子保健担当として、妊産婦、乳幼児、父親を含む家庭全体についての情報を一元的に集約・蓄積することにより、児童福祉担当と一体となってより効果的な支援を行う。	第2期子ども・子育て支援事業計画
24	こどもを守る課	ヤングケアラー支援事業	・ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐ方策を検討するため、支援者等を対象とした実態調査を実施するとともに、適切な支援につなげるための体制を整備する。 ・ヤングケアラーの置かれた状況の解決を図るため、こどもの世話、高齢の家族や障害のある家族への介護等といった生活の援助について訪問支援員を派遣する。	継続	・ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐための体制を整備する。 ・ヤングケアラーの置かれた状況の解決を図るため、こどもの世話、高齢の家族や障害のある家族への介護等といった生活の援助について訪問支援員を派遣する。	
25	障害福祉課	自立支援協議会等の開催	保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関等が相互に連絡・連携し地域の実情に応じた体制の整備に向けた協議を行う。		保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関等が相互に連絡・連携し地域の実情に応じた体制の整備に向けた協議を行う。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
26	社会福祉協議会	小地域ネットワーク活動の推進	担い手育成など小地域ネットワーク活動の諸課題を検討し、校区福祉委員会が中心となり、地域における“つなぐ、つながる”場づくり及び助け合いの仕組みづくりを基本とした小地域ネットワーク活動を進める。	継続	担い手育成など小地域ネットワーク活動の諸課題を検討し、校区福祉委員会が中心となり、地域における“つなぐ、つながる”場づくり及び助け合いの仕組みづくりを基本とした小地域ネットワーク活動を進め、特に見守り力強化を推進していく。	
27	高齢介護室	地域ケア会議の開催	地域ケア会議（市・圏域別・課題解決型・ネットワーク型・自立支援型）を開催し、地域資源のネットワークづくりや地域に密着して課題解決を行う。		地域ケア会議（市・圏域別・課題解決型・ネットワーク型・自立支援型）を開催し、地域資源のネットワークづくりや地域に密着して課題解決を行う。	高齢者保健福祉計画
28	社会福祉協議会	地域の資源をいかした活動拠点の充実	社会福祉協議会及び校区福祉委員会が地域福祉活動で使用する、まちかど福祉相談所等の施設等の確保、その充実に向けた取組を進める。	継続	まちかど福祉相談員向けアンケートの分析をもとに社会福祉協議会及び校区福祉委員会が地域福祉活動で使用する、まちかど福祉相談所等の施設等の確保、その充実に向けた取組を進める。	

施策の方向性 重点取組	担当課	事 業	取 組 内 容	事業区分	取 組 内 容	進捗管理を行う計画
29	市民活動振興室	地域協働協議会の活動に対する支援	地域協働基礎交付金による地域協働協議会の活動支援を行うとともに、地域の実情に応じ、課題解決に取り組むことができるよう、事業メニューの更なる充実を図る。また、市と地域協働協議会との連携強化を図るため、地域協働協議会関係者会議を通じた情報共有を行うとともに、担い手の負担軽減に向けた事業等の見直しを支援する。		地域協働基礎交付金による地域協働協議会の活動支援を行うとともに、地域の実情に応じ、課題解決に取り組むことができるよう、事業メニューの更なる充実を図る。また、市と地域協働協議会との連携強化を図るため、地域協働協議会関係者会議を通じた情報共有を行うとともに、担い手の負担軽減に向けた事業等の見直しを支援する。	第六次寝屋川市総合計画
30	障害福祉課	地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点システムの整備として親亡き後を見据えた「緊急時居室確保事業」及び「体験宿泊プログラム事業」を行う。	継続	地域生活支援拠点システムの整備として親なき後を見据えた「緊急時居室確保事業」及び「体験宿泊プログラム事業」を行う。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
31	障害福祉課	愛情のバトン事業		◎新規	・「親の愛情」を次の支援者につなぐ「バトン」の作成・配布 ・「バトン」の記入支援及び提出の委託	障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）
32	障害福祉課	親なき後サポートノート普及事業		◎新規	・障害者の今後の生活を見据えた「サポートノート」の作成・配布 ・「サポートノート」の記入支援及び提出の委託	障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）
33	子育て支援課	有償による支えあい活動の推進（子育て応援リーダー）	・乳幼児健康診査会場での情報提供、保育所の送迎の同行支援など、各種子育て支援事業の支援を行う。 ・子育て応援リーダーの資質向上を図るため、研修会等を実施する。		・乳幼児健康診査会場での情報提供、保育所の送迎の同行支援など、各種子育て支援事業の支援を行う。 ・子育て応援リーダーの資質向上を図るため、研修会等を実施する。	
34	1 地域福祉のセーフティネットの拡充 (2) 生活困窮者への支援やひきこもり対策等の充実	こどもを守る課	子ども食堂支援事業の実施	子ども居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子ども食堂の開設・運営を支援する。	子ども居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子ども食堂の開設・運営を支援する。	第3期子ども・子育て支援事業計画
35		保護課	就労支援事業の推進	就労による自立を図るため、市立池の里市民交流センター内のハローワーク「就労支援ねがわ」を積極的に活用し、各専門員と連携することで包括的な就労支援を行う。	就労による自立を図るため、市立池の里市民交流センター内のハローワーク「就労支援ねがわ」を積極的に活用し、各専門員と連携することで包括的な就労支援を行う。	
36		障害福祉課	就労支援事業の推進	・障害者の市庁舎内実習について、関係機関と連携した実習を継続することで、就労に向けたスキルアップを目指す。 ・雇用啓発イベント（就職者等による実践報告会、企業面接会）の実施を通じて、障害者就労の周知・啓発を図る。	・障害者の市庁舎内実習について、関係機関と連携した実習を継続することで、就労に向けたスキルアップを目指す。 ・雇用啓発イベント（就職者等による実践報告会、企業面接会）の実施を通じて、障害者就労の周知・啓発を図る。	障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）
37		保護課	生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の実施	生活困窮者の自立を図るため、自立相談支援、就労準備支援、一時生活支援、家計改善支援、住居確保給付金の支給及び生活困窮世帯の子どもの学習支援を実施する。	◎拡充 生活困窮者の自立を図るため、自立相談支援、就労準備支援、一時生活支援、家計改善支援、住居確保給付金の支給及び生活困窮世帯の子どもの学習支援を実施する。 令和7年4月の生活困窮者自立支援法の改正に伴い、拡充事業として転居等の居住支援を実施する。	
38		社会福祉協議会	生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の実施	地域における生活困窮者からの相談内容に基づき、支援調整会議を通じて個別支援計画を策定する。また、大阪弁護士会等関係機関と連携して自立に向けた支援を行う。	継続 生活困窮者からの相談内容に基づき、支援調整会議を通じて策定した個別支援計画により支援を行っているが、特に就労準備支援事業では、相談者とのラボール形成を図りながら、作業体験、就労継続支援事業所等への体験入所等の個別のプログラムの他に、利用者同士でのグループワーク等集団を意識したプログラムを検討、実行する。	
39		社会福祉協議会	生活福祉資金制度の実施	低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付を行う。	継続 低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付を行う。特に、特例貸付を利用した世帯へのフォローアップ支援として、生活状況を把握することに努める。郵送での連絡に反応がない世帯や、また償還猶予や償還免除になった世帯に対し、生活状況の把握及び対応に取り組む。	
40		保護課	生活保護適正化事業の実施	市民から提供された援助が必要な世帯の情報、不正受給などの情報に基づき、市として必要な対応を行うとともに、悪質な不正受給に対しては警察と連携して刑事告訴を行うなど、生活保護の適正化を推進する。	市民から提供された援助が必要な世帯の情報、不正受給などの情報に基づき、市として必要な対応を行うとともに、悪質な不正受給に対しては警察と連携して刑事告訴を行うなど、生活保護の適正化を推進する。	
41		保健予防課	精神保健福祉相談	ひきこもり相談窓口として相談支援を実施し、医療機関や支援機関へのつなぎ、訪問支援を行うほか、ひきこもり家族教室等を実施する。	継続 引き続き、ひきこもり相談窓口として相談支援を実施し、医療機関や支援機関へのつなぎ、訪問支援を行うほか、ひきこもり家族教室等を実施する。	

施策の方向性 重点取組	担当課	事 業	取 組 内 容	事業区分	取 組 内 容	進捗管理を行う計画
42	こどもを守る課	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等の自立に向けた就業支援や、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めや確保などに関する相談体制を整備するなど、母子家庭の母等への就業及び自立支援を総合的に行うことを目的とする。		母子家庭の母等の自立に向けた就業支援や、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めや確保などに関する相談体制を整備するなど、母子家庭の母等への就業及び自立支援を総合的に行うことを目的とする。	第3期子ども・子育て支援事業計画
43	保護課 教育指導課	生活困窮者自立支援のための子どもの学習支援の実施	引き続き、関係機関と情報を共有し、必要に応じて各家庭及び児童生徒に対して登校支援や学習支援等を行う。	継続	小・中学校休業日等学習支援事業等、教育委員会と連携を図りながら、引き続き、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施する。	
44	保護課	生活困窮者自立支援事業府内会議の実施	生活困窮者の自立支援に向けた連携を図るため、府内会議を開催し、これまでの相談実績、取組内容等について情報共有を行うとともに、支援体制を構築するためのプラットフォーム整備を推進し、支援方法等の検討を行う。		生活困窮者の自立支援に向けた連携を図るため、府内会議を開催し、これまでの相談実績、取組内容等について情報共有を行うとともに、支援体制を構築するためのプラットフォーム整備を推進し、支援方法等の検討を行う。	
45	1 地域福祉のセーフティネットの拡充 (3) 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実	防災課	避難行動要支援者名簿による迅速かつ的確な安否確認が行える仕組みの構築	避難行動要支援者名簿を活用した迅速な安否確認が行えるよう名簿を適宜更新するとともに、マニュアルを活用し、避難支援の充実を進める。	避難行動要支援者名簿を活用した迅速な安否確認が行えるよう名簿を適宜更新するとともに、マニュアルを活用し、避難支援の充実を進める。	
46	高齢介護室	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり	高齢者及び障害者が住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らせるよう、高齢者のみの世帯、重度（身体1・2級、療育A、精神1級）障害者等に救急医療情報キットを配布を行う。	継続	高齢者及び障害者が住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らせるよう、高齢者のみの世帯、重度（身体1・2級、療育A、精神1級）障害者等に救急医療情報キットを配布する。	高齢者保健福祉計画
47	社会福祉協議会	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり	緊急対応を含めた地域の見守り体制の充実を図るため、行政、福祉施設、民間事業者等との連携について検討し、ひとり暮らし高齢者、認知症のある介護世帯などの異変の発見や相談連絡体制の充実・強化を図る。	継続	見守り協力員増加など平常時からの見守り体制強化も推進しつつ、緊急対応を含めた地域の見守り体制の充実を図るため、行政、福祉施設、民間事業者等との連携について検討し、ひとり暮らし高齢者、認知症のある介護世帯などの異変の発見や相談連絡体制の充実・強化を図る。	
48	社会福祉協議会	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり	災害時要配慮者を含めた地域住民同士や、災害時要配慮者を支える支援者が身近な地域で支え合える体制の充実を図るため、「災害時に備えた地域丸ごと座談会」を実施する。	継続	災害時要配慮者を含めた地域住民同士や、災害時要配慮者を支える支援者が身近な地域で支え合える体制の充実を図るため、「災害時に備えた地域丸ごと座談会」を実施する。また、座談会の分析をもとに地域での防災を考える場づくりを行う。	
49	高齢介護室	災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり	市内特別養護老人ホーム、市内障害者施設と福祉避難所の協定を締結する。引き続き、関係課と連携を図り、避難所運営マニュアルを整備する。	継続	引き続き、福祉避難所開設・運営マニュアルの運用について、関係課との調整を進めるとともに、各福祉避難所に避難者のためのポータブル電源を配備する。	高齢者保健福祉計画
50	2 権利擁護の推進 (1) 虐待やDV防止に向けた取組の推進	人権・男女共同参画課	男女共同参画の意識啓発と社会参画の促進	男女共同参画推進センターにおいて、DVに関する講座などの啓発事業を実施し、意識啓発の促進を図る。	男女共同参画推進センターにおいて、DVに関する講座などの啓発事業を実施し、意識啓発の促進を図る。	第5期男女共同参画プラン
51	人権・男女共同参画課	DV被害者支援体制の充実	DV被害者支援連絡会議による関係課や関係機関との連携及び情報共有により、個々の事案に応じたDV被害者の支援に取り組む。		DV被害者支援連絡会議による関係課や関係機関との連携及び情報共有により、個々の事案に応じたDV被害者の支援に取り組む。	第5期男女共同参画プラン
52	監察課	子どもへの暴力防止プログラムの実施	子どもが主体的に暴力（いじめ、虐待、誘拐、性的暴力等）に対応し、自らの力で防止するための実践的な教育プログラム「C A P」を市立小学校3年生・6年生全員を対象に実施する（6年生はいじめ防止に特化した「いじめ防止プログラム」を実施）。		子どもが主体的に暴力（いじめ、虐待、誘拐、性的暴力等）に対応し、自らの力で防止するための実践的な教育プログラム「C A P」を市立小学校3年生・6年生全員を対象に実施する（6年生はいじめ防止に特化した「いじめ防止プログラム」を実施）。	
53	こどもを守る課	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実	・相談業務の実施：子ども（18歳未満）に関する、子育て、しつけ、発達等の様々な相談に対応し、相談者への支援を行い、児童の福祉の向上を図る。 ・要保護児童対策地域協議会の運営：児童虐待の防止等のため、関係機関等と意見・情報の交換及び支援内容の協議を行い連携強化を図るとともに、市内4駅での街頭啓発や関係機関等の職員への研修を実施する。協議について専門的見地から助言・指導を受けるため、スーパーバイザーを配置する。	継続	・相談業務の実施：子ども（18歳未満）に関する、子育て、しつけ、発達等の様々な相談に対応し、相談者への支援を行い、児童の福祉の向上を図る。 ・要保護児童対策地域協議会の運営：児童虐待の防止等のため、関係機関等と意見・情報の交換及び支援内容の協議を行い連携強化を図るとともに、自治会の回覧板によるチラシの回覧や公共施設へののぼりの設置などの啓発、関係機関等への研修を実施する。協議について専門的見地から助言・指導を受けるため、スーパーバイザーを配置する。	第2期子ども・子育て支援事業計画
54	障害福祉課	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実	虐待防止センターにおいて、通報や相談を受けた場合、調査を行い適切な対応を行う。また、一時保護居室の確保及び保護後の継続的な支援を行い、虐待ケースの一時保護及び適切な生活の確保を図る。		虐待防止センターにおいて、通報や相談を受けた場合、調査を行い適切な対応を行う。また、一時保護居室の確保及び保護後の継続的な支援を行い、虐待ケースの一時保護及び適切な生活の確保を図る。	障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）

施策の方向性 重点取組	担当課	事 業	取 組 内 容	事業区分	取 組 内 容	進捗管理を行う計画
55	高齢介護室	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実	引き続きネットワーク会議を開催し、関係機関の連携や情報共有を図り、高齢者虐待の早期発見、対応力向上に努める。	継続	権利擁護の一層の推進を図るために、令和7年度もネットワーク会議を実施する予定。ネットワークの構成員が所属している団体に向けて、外部の専門家を招いて研修を実施し、対応力向上の一層の強化を図っていく。	高齢者保健福祉計画
56	監察課	子どものいじめ防止対策の推進	<p>児童等の命と尊厳を守るために、市長部局がいじめの初期段階から積極的にいじめ事案に関与する「行政的アプローチ」、被害者の告訴・訴訟等の法的な手続を支援する「法的アプローチ」及び学校で児童等の見守り等を行う「教育的アプローチ」によって、いじめゼロを目指す。</p> <p>また、引き続き、いじめ問題対策連絡協議会による関係機関等と連携するとともに、いじめゼロに向けた情報収集、いじめに関する通報・相談の促進及びいじめの抑止を図るために、「攻めの情報収集」として市立小中学校の全児童・生徒にいじめ通報促進チラシを、保護者にいじめ防止啓発チラシを配布し、行政的アプローチの更なる実効性を高める。</p>	継続	<p>児童等の命と尊厳を守るために、市長部局がいじめの初期段階から積極的にいじめ事案に関与する「行政的アプローチ」、被害者の告訴・訴訟等の法的な手続を支援する「法的アプローチ」及び学校で児童等の見守り等を行う「教育的アプローチ」によって、いじめゼロを目指す。</p> <p>また、引き続き、いじめ問題対策連絡協議会による関係機関等と連携するとともに、いじめゼロに向けた情報収集、いじめに関する通報・相談の促進及びいじめの抑止を図るために、「攻めの情報収集」として市立小中学校の全児童・生徒にいじめ通報促進チラシを、保護者にいじめ防止啓発チラシを配布し、行政的アプローチの更なる実効性を高める。</p>	
57 2 権利擁護の推進 (2) 成年後見制度の利用促進	福祉総務課	権利擁護の機能の構築	関係課等が行う権利擁護の取組状況を把握する。	継続	中核機関の設置に向けて、関係課と体制等について協議を行う。	
58	高齢介護室	成年後見制度による支援の推進	判断能力が不十分かつ親族等がいない認知症高齢者等の権利擁護を図るために、市が家庭裁判所に申立てを行い、成年後見制度の利用を支援する。また地域包括支援センターの取組を通じて、成年後見制度の利用促進を図る。	継続	判断能力が不十分かつ親族等がいない認知症高齢者等の権利擁護を図るために、市が家庭裁判所に申立てを行うとともに、市長申立て、親族申立てを行った資力のない高齢者等に助成を行い、成年後見制度の利用を支援する。また地域包括支援センターの取組を通じて、成年後見制度の利用促進を図る。	高齢者保健福祉計画
59	社会福祉協議会	日常生活自立支援事業の実施	精神障害、知的障害、認知症等により判断能力に不安のある人への福祉サービスの利用援助や、金銭管理等の支援の充実を図るとともに、サービス利用までの待機者の解消に向けた取組みを行う。	継続	精神障害、知的障害、認知症等により判断能力に不安のある人への福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援の充実を図るとともに、サービス利用までの待機者の解消に向けた取組みを行う。	
60 3 地域福祉を担う多様な人づくり (1) 地域づくりにつながる人づくり	企画三課	携帯端末用アプリケーションの運用	<ul style="list-style-type: none"> 市公式アプリ「もっと寝屋川」のプッシュ通知を活用し、市政情報等の情報発信を随時行う。 より多くの市民に情報を届けるため、PRチラシの配布等を行い、市公式アプリの利用促進を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> 市公式アプリ「もっと寝屋川」のプッシュ通知を活用し、市政情報等の情報発信を随時行う。 より多くの市民に情報を届けるため、PRチラシの配布等を行い、市公式アプリの利用促進を図る。 	
61	市民活動振興室	更生保護団体への支援	更生保護三団体が取り組む「社会を明るくする運動」の周知啓発などの活動支援や、更生保護サポートセンターの運営支援、更生保護団体と再犯防止の取組に重要な就労・住居の支援機関との連携強化に取り組む。		更生保護三団体が取り組む「社会を明るくする運動」の周知啓発などの活動支援や、更生保護サポートセンターの運営支援、更生保護団体と再犯防止の取組に重要な就労・住居の支援機関との連携強化に取り組む。	
62	子育て支援課 子育てリフレッシュ館	子育て情報の配信	メールねやがわ配信サービス「子育て情報」のカテゴリ及び市公式アプリの登録や、LINE等のSNSの活用を推進することにより、子育て情報の配信の充実を図る。		メールねやがわ配信サービス「子育て情報」のカテゴリ及び市公式アプリの登録や、LINE等のSNSの活用を推進することにより、子育て情報の配信の充実を図る。	
63	社会福祉協議会	地域福祉活動や各種ボランティア活動の新たな扱い手を養成	各種講座・研修等を実施し、市民に対して地域福祉活動、ボランティア活動の理解と意識の高揚を図る。また、災害ボランティア活動に参加・協力する人を対象に登録を行う。	継続	各種講座・研修等を実施し、市民に対して地域福祉活動、ボランティア活動の理解と意識の高揚を図る。また、災害ボランティア活動に参加・協力する人を対象に登録を行う。また、子どもたちがボランティア活動に参加する事業として校区福祉委員会とボランティアポイント（モデル）事業を実施する。	
64	企画三課	ホームページの閲覧支援	<ul style="list-style-type: none"> 日本語を読むことができない市在住の外国人に市政情報を届けるため、市ホームページの翻訳機能を10言語に対応するとともに、広報ねやがわを始めとした市発行の刊行物をWeb上にて日本語を含めた10言語で閲覧できる「多言語デジタルブック閲覧サービス」を活用し、随時更新を行う。 市ホームページについて、誰もが必要とする情報を容易に閲覧することができ、分かりやすいものとするため、文章の読み上げや漢字にふりがなを付けることができる閲覧支援機能「やさしいブラウザ」を活用するとともに、アクセシビリティに配慮した内容となるよう、各課に研修等を図る。 	○拡充	<ul style="list-style-type: none"> 日本語を読むことができない市在住の外国人に市政情報を届けるため、市ホームページの翻訳機能を12言語に対応するとともに、広報ねやがわを始めとした市発行の刊行物をWeb上にてテキスト版で随時更新を行う。 市ホームページについて、誰もが必要とする情報を容易に閲覧することができ、分かりやすいものとするため、文章の読み上げや漢字にふりがなを付けることができる閲覧支援機能「やさしいブラウザ」を活用するとともに、アクセシビリティに配慮した内容となるよう、各課に研修等を図る。 	

施策の方向性 重点取組	担当課	事 業	取 組 内 容	事業区分	取 組 内 容	進捗管理を行う計画
65	社会福祉協議会	ボランティア活動の需給調整	ボランティア活動に関する依頼や活動希望者・団体等の需給調整を行う。		ボランティア活動に関する依頼や活動希望者・団体等の需給調整を行う。	
66	高齢介護室	ボランティア養成研修	高齢者の生活の充実と介護予防の推進を図るために、高齢者の豊富な知識と経験をいかし、地域活動の参加につなげるボランティア養成研修を実施する。		高齢者の生活の充実と介護予防の推進を図るために、高齢者の豊富な知識と経験をいかし、地域活動の参加につなげるボランティア養成研修を実施する。	高齢者保健福祉計画
67	福祉総務課	民生委員・児童委員活動の支援	民生委員児童委員協議会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員の資質向上を図るために、民生委員児童委員協議会に対し、負担金及び補助金を交付する。		民生委員児童委員協議会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員の資質向上を図るために、民生委員児童委員協議会に対し、負担金及び補助金を交付する。	
68	社会福祉協議会	学校・地域などでの福祉に関する学習や話し合いの機会の充実	・小中学校での福祉学習において、ボランティアグループ、当事者、校区福祉委員会による、高齢者・障害者等の体験の講話等を行う。 ・校区担当職員が校区の会議、研修等で地域の福祉課題についての話し合いを進め、啓発を行う。 ・福祉教育の在り方について、地域住民、関係機関と検討する場を設ける。	継続	・小中学校での福祉学習において、ボランティアグループ、当事者、校区福祉委員会による、高齢者・障害者等の体験の講話等を行う。 ・校区担当職員が校区の会議、研修等で地域の福祉課題についての話し合いを進め、啓発を行う。 ・福祉教育の在り方について、地域住民、関係機関と検討する場を設ける。 ・地域貢献委員会と連携し、福祉従事者の講師派遣、プログラム作成を実施する	
69	社会福祉協議会	社会福祉法人のネットワークづくり	社会福祉法人（高齢・障害・児童）が連携・協働し、さまざまな地域福祉課題に取り組み、地域福祉の向上を目指す「地域貢献委員会」の支援を行う。	継続	社会福祉法人（高齢・障害・児童）が連携・協働し、地域貢献委員会として、各施設から食品を提供してもらい、生活困窮者支援に活用するフードドライブ活動に取り組む他、大阪府社協の市町村域しあわせネットワーク活動支援にも取り組む予定である。	
70	社会福祉協議会	担い手のネットワークの充実	登録ボランティアグループ連絡会を開催し、ボランティアグループ間のネットワークを構築する（年4回）。		登録ボランティアグループ連絡会を開催し、ボランティアグループ間のネットワークを構築する（年4回）。	
71	障害福祉課	担い手を増やしていくための学習機会の充実	・手話奉仕員養成講座（入門・基礎、通訳コース）を実施する。 ・要約筆記体験講座（寝屋川市、枚方市、交野市合同）を実施する。		・手話奉仕員養成講座（入門・基礎、通訳コース）を実施する。 ・要約筆記体験講座（寝屋川市、枚方市、交野市合同）を実施する。	障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）
72	企画三課	点字・声の広報発行事業の実施	目の不自由な人へ行政情報及び地域情報を届けるため、引き続き声の広報・点字広報を作成し、希望者や図書館等の施設に配付するとともに、声の広報（音声版）を市ホームページで聴けるよう公開する。		目の不自由な人へ行政情報及び地域情報を届けるため、引き続き声の広報・点字広報を作成し、希望者や図書館等の施設に配付するとともに、声の広報（音声版）を市ホームページで聴けるよう公開する。	
73	高齢介護室	認知症サポーター養成講座	認知症になっても住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる地域を構築するため、認知症の人及びその家族の応援者となる認知症サポーターの養成講座等を実施する。	継続	認知症の正しい知識の啓発。市民、企業、学校、地域など幅広い年代、対象に向けて、講座を開催し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに貢献する。	高齢者保健福祉計画
74	教育指導課	福祉の心を育む学習の実施	引き続き、関係機関と連携を図りながら、各学校の実態に応じて総合的な学習の時間を中心に、体験学習のみならず、福祉の考え方への理解も含めた学習を取り組む。		引き続き、関係機関と連携を図りながら、各学校の実態に応じて総合的な学習の時間を中心に、体験学習のみならず、福祉の考え方への理解も含めた学習に取り組む。	
75	障害福祉課	様々なメディアや場を活用した情報の発信	必要な情報は、窓口での配架をはじめ、ホームページへの掲載など、様々な手法を活用して情報発信する。		必要な情報は、窓口での配架をはじめ、ホームページへの掲載など、様々な手法を活用して情報発信する。	障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）
76	3 地域福祉を担う多様な人づくり (2) 教育・保育人材の確保 社会教育推進課	青少年の居場所づくり事業	市内在住・在学・在職の青少年が年齢等の枠を越えて集える青少年の居場所「スマイル」を開室し、青少年の交流を促進する。		市内在住・在学・在職の青少年が年齢等の枠を越えて集える青少年の居場所「スマイル」を開室し、青少年の交流を促進する。	
77	保育課	ねやがわ保育セミナーの開催（エージェンシー型教育A c t 1 プラン）	保育士等が働きやすい環境を整備するため、市内保育所等に就労している保育士等を対象として、年間を通じて保育に関する実務的なセミナーを実施する。		保育士等が働きやすい環境を整備するため、市内保育所等に就労している保育士等を対象として、年間を通じて保育に関する実務的なセミナーを実施する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
78	保育課	保育士宿舎借り上げ支援事業の実施(待機児童ZEROプランR 6)	保育士の確保及び職場への定着を図るため、保育士の宿舎借り上げ支援事業を期間限定で実施する。		保育士の確保及び職場への定着を図るため、保育士の宿舎借り上げ支援事業を期間限定で実施する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
79	保育課	保育士待遇改善事業の実施(待機児童ZEROプランR 6)	保育士の確保及び職場への定着を図るため、市独自で保育士の待遇改善事業を期間限定で実施する。		保育士の確保及び職場への定着を図るため、市独自で保育士の待遇改善事業を期間限定で実施する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画

施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	事業区分	取組内容	進捗管理を行う計画
80	保育課	保育補助者雇上強化事業の実施 (エージェンシー型教育Act1プラン)	保育士の業務負担を軽減し、より良い保育の実施と保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、民間保育所等が保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用の補助を行う。		保育士の業務負担を軽減し、より良い保育の実施と保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、民間保育所等が保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用の補助を行う。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
81	社会教育推進課	青少年の相談窓口	青少年に関する様々な相談を、気軽に相談できる体制を構築し、不安や悩みを抱える家族に対し、ワンストップで相談を受け、適切な専門部署につなぐことを目的に「青少年の相談窓口」を開設し、次世代を担う青少年の健全育成を推進する。		青少年に関する様々な相談を、気軽に相談できる体制を構築し、不安や悩みを抱える家族に対し、ワンストップで相談を受け、適切な専門部署につなぐことを目的に「青少年の相談窓口」を開設し、次世代を担う青少年の健全育成を推進する。	子ども・子育て支援事業計画
82	保育課	保育士バンク事業の実施 (待機児童ZEROプランR6)	・就業のための保育士研修を実施(4回)する。 ・保育所現場における実習を実施する。 ・民間保育所等への研修修了者の紹介を行う。		・就業のための保育士研修を実施(4回)する。 ・保育所現場における実習を実施する。 ・民間保育所等への研修修了者の紹介を行う。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
83	4 生活と福祉を支える基盤強化 (1) 社会福祉協議会に対する活動支援	福祉総務課	寝屋川市社会福祉協議会への活動支援		寝屋川市社会福祉協議会が行う事業に対し、補助金を交付することにより、地域福祉の推進を図る。	
84	4 生活と福祉を支える基盤強化 (2) 健康と生きがいを高める福祉のまちづくり	保健総務課	食環境づくり等の推進		市内の飲食店等に対して、大阪ヘルシー外食推進協議会の「うちのお店も健康づくり応援団の店」事業を推進する。	×廃止 令和7年6月に予定している、大阪ヘルシー外食推進協議会の解散に伴い、「うちのお店も健康づくり応援団の店」事業も終了となる。
85	保健総務課	自殺対策	地域や身近な人の見守りを増やすことを目的としたゲートキーパー養成研修の開催や、相談先リーフレットの作成・配架を行い、自殺予防啓発を行う。	継続	地域や身近な人の見守りを増やすことを目的としたゲートキーパー養成研修の開催や、相談先リーフレットの配架を行い、自殺予防啓発を行う。	
86	保健総務課	持続可能な食環境づくり事業(ねやちょ筋プレミアム)		◎新規	各ライフステージに合わせて筋肉量・筋力を維持・向上させる(ちょ筋)ためには、運動だけでなく、必要量のたんぱく質摂取が大切であることから、ねやちょ筋プレミアムの各事業で市民に食事面の啓発をする。	健康増進計画
87	保健総務課	健康増進計画の推進(ねやちょ筋プレミアム)		◎新規	各ライフステージに合わせて筋肉量・筋力を維持・向上させることを「ちょ筋」と定義し、様々な健康施策の柱に据えて事業を行うことで健康寿命の延伸を図る。まちづくりなど他部局の事業にも健康の視点を盛り込み、一体的に実施する。	健康増進計画
88	障害福祉課	福祉有償運送サービスの実施	地域のボランティアの協力の下、福祉車両3台を用い、障害者等の移動を支援する移送サービス事業を実施する。	継続	単独では外出が困難な障害者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の介助及び身の回りの介護を行う。	障害福祉計画(第7期)及び障害児福祉計画(第3期)
89	障害福祉課	移動支援事業の実施	単独では外出が困難な障害者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の介助及び身の回りの介護を行う。		単独では外出が困難な障害者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の介助及び身の回りの介護を行う。	障害福祉計画(第7期)及び障害児福祉計画(第3期)
90	社会教育推進課	まちのせんせい活用事業の実施	生涯学習の場を幅広く提供するため、派遣体験講座等を実施し、「ねやがわ生涯学習あんない講座・イベント/講師案内編)」、市ホームページに活動状況を掲載するなど、市民へ事業の周知・啓発を図る。	継続	生涯学習の場を幅広く提供するため、派遣体験講座等を実施し、「ねやがわ生涯学習あんない講座・イベント/講師案内編)」、市ホームページ、市広報、クリーンカレンダーに活動状況を掲載するなど、市民へ事業の周知・啓発を図る。	
91	高齢介護室	地域リハビリテーション活動の支援	高齢者の個別課題を明確化し、指導することで介護予防をより一層効果的に推進するため、リハビリテーション専門職を高齢者の自宅に派遣し、訪問指導を実施する。		高齢者の個別課題を明確化し、指導することで介護予防をより一層効果的に推進するため、リハビリテーション専門職を高齢者の自宅に派遣し、訪問指導を実施する。	高齢者保健福祉計画
92	高齢介護室	介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)の実施	高齢者の介護予防、重度化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のため、介護予防・生活支援サービス事業を適切に実施する。		高齢者の介護予防、重度化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のため、介護予防・生活支援サービス事業を適切に実施する。	高齢者保健福祉計画
93	高齢介護室	元気アップ介護予防ポイント事業の推進	高齢者、障害者等の受入施設で活動を行う高齢者に対し、金銭に転換可能なポイントを付与することで、社会参加を通じた積極的な介護予防の取組を推進する。		高齢者、障害者等の受入施設で活動を行う高齢者に対し、金銭に転換可能なポイントを付与することで、社会参加を通じた積極的な介護予防の取組を推進する。	高齢者保健福祉計画
94	高齢介護室	介護予防普及啓発事業(介護予防教室・イベント)	介護予防教室や測定会の開催により、介護予防の普及啓発を図る。		介護予防教室や測定会の開催により、介護予防の普及啓発を図る。	高齢者保健福祉計画
95	高齢介護室	地域介護予防活動支援事業(元気アップ体操サポーター養成講座、自主活動支援、通いの場介護予防活動支援補助)	元気アップ体操サポーターの養成、活動支援、補助金の交付により、住民主体の通いの場等の支援を推進する。		元気アップ体操サポーターの養成、活動支援、補助金の交付により、住民主体の通いの場等の支援を推進する。	高齢者保健福祉計画
96	高齢介護室	福祉有償運送サービスの実施	地域のボランティアの協力の下、福祉車両6台を用い、高齢者の外出を支援する高齢者外出援助サービス事業を実施する。		地域のボランティアの協力の下、福祉車両6台を用い、高齢者の外出を支援する高齢者外出援助サービス事業を実施する。	高齢者保健福祉計画

施策の方向性 重点取組	担当課	事 業	取 組 内 容	事業区分	取 組 内 容	進捗管理を行う計画
97	交通政策課	乗合い事業	シルバー世代や妊婦等が利用できるデマンドタクシーを運行し、シルバー世代等の外出促進を図る。	△変更	シルバー世代や妊婦等が利用できるデマンドタクシーを運行し、シルバー世代等の外出促進を図る。また、利用者証及び利用回数制限等の事業スキームを見直し、令和7年10月1日から導入する。	寝屋川市地域公共交通計画
98	交通政策課	バス利用促進事業	シルバー世代（70歳以上）、妊婦及び障害者にバス利用券（1冊・10枚綴り）を配布し、230円区間であればバス利用券と現金100円（障害者50円）で利用できる。	×廃止		寝屋川市地域公共交通計画
99	交通政策課	公共交通利用促進補助事業		◎新規	交通系ICカード利用金額の一部を補助し、公共交通（電車・バス）の利用促進を図る。	地域公共交通計画
100	社会福祉協議会	移送サービス、外出援助サービスの充実	活動に携わるボランティアの増員に向けた取組みを検討・実施し、移送サービス、外出援助サービスの充実を図る。	継続	活動に携わるボランティアの増員に向けた取組みを検討・実施し、持続可能な運行体制の検討などを踏まえ、移送サービス、外出援助サービスの充実を図る。	
101	健康づくり推進課	健康意識の啓発	すこやかサポートブックを作成し、公共施設等で配布するとともに市ホームページ、市公式アプリに掲載することで、各種健康増進事業と健康づくりの取組を周知する。		すこやかサポートブックを作成し、公共施設等で配布するとともに市ホームページ、市公式アプリに掲載することで、各種健康増進事業と健康づくりの取組を周知する。	
102	健康づくり推進課	特定健診、保健指導事業の実施	40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に特定健診を実施するとともに、特定保健指導対象者に保健指導を行う。 また、特定保健指導対象者以外のハイリスク者への重症化予防事業を実施し、かかりつけ医や専門医の治療につなげる。		40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に特定健診を実施するとともに、特定保健指導対象者に保健指導を行う。 また、特定保健指導対象者以外のハイリスク者への重症化予防事業を実施し、かかりつけ医や専門医の治療につなげる。	
103	健康づくり推進課	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施	75歳以上の後期高齢者に対し、通いの場等でのフレイルの啓発と予防の取組等を行い、医療の受診歴や後期高齢者医療健診の結果等からハイリスク者と見られる人には、個別支援を行うことで、保健事業と介護予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図る。		75歳以上の後期高齢者に対し、通いの場等でのフレイルの啓発と予防の取組等を行い、医療の受診歴や後期高齢者医療健診の結果等からハイリスク者と見られる人には、個別支援を行うことで、保健事業と介護予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図る。	
104	健康づくり推進課	大測定会・筋コツ事業（ねやちょ筋プレミアム）		◎新規	・65歳以上の市民を対象に、イベントや大型量販店等で骨格筋量と骨密度の測定を行う（大測定会） ・65歳以上の市民を対象に、検診会場等で骨格筋量と骨密度の測定を行う（筋コツ事業） ・65歳以上の市民30名にジム体験、運動の3か月の実践体験を行う（ねやちょ筋実践隊）	
105	4 生活と福祉を支える基盤強化 (3) 福祉サービスの質の確保に向けた法人等への指導及び監査	指導監査課	社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適切に指導及び監査等を行う。		社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適切に指導及び監査等を行う。	